

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール） の導入について

藤里町教育委員会

1 概要

藤里町では、児童・生徒の減少や小・中学校の校舎の老朽化から、現在の藤里小学校と藤里中学校を再編し、令和5年度に義務教育学校として開校する予定である。義務教育学校の設立に向けた地域住民の理解と気運を醸成し、地域と一体となった学校づくりを進めるため、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール、以下CSと表記）の導入を次のように進める。

2 導入年度

令和4年度内の導入を目標に取り組む。

3 学校運営協議会の名称及び形態

名称を、藤里小・藤里中学校運営協議会とし、一つの会で両校の学校運営等について協議する。

4 今後の予定

【R2年度】

- ・保護者や地域住民への周知（PTA全体会、町広報・HPへの掲載等）
- ・CS研修会 ～県生涯学習センターの協力で2回程度～
対象：町職員、地域の社会教育関係団体等、教職員、保護者
内容：CSについての理解、熟議（模擬）の体験

【R3年度】

- ・CS研修会 ※必要に応じて1～2回実施
- ・CS準備委員会の発足
～必要な事務手続きと申請～

【R4年度】

- ・小中で一つの学校運営協議会として発足
- ・熟議の継続（年4回程度）
- ・次年度に向けた体制づくり（地域学校協働本部等）

〈CS研修会の例〉

- ・PTA研修会（教職員、保護者）
- ・総合開発センターでの学習会
（町職員、地域住民・団体等）

【R5年度】

- ・4月、義務教育学校開校
- ・地域学校協働本部の発足・運営

5 事業の推進に当たって

- ・地域住民及び教職員等の共通認識が不可欠であり、町独自のふるさと教育「町づくり学（仮称）」を進める上でもCSの有無がポイントとなる。丁寧な説明と協議の場を十分に設ける。
- ・CSの導入については、県のオーダーメイド型社会教育主事派遣事業を活用し、県生涯学習センターと協働するとともに、山本出張所の助言を仰ぎながら進める。